

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」の構成のイメージ（案）

重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭においた国際協力及び重点地域における取組

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。途上国において先進国と同様の環境問題を経験するのではなく、より環境への負荷が少ない新たな成長パターンを開拓することが必要である。

この場合に、とりわけ、アジアやアフリカ諸国について、地理的、経済的、人的交流関係等を考慮し、重点的に連携すべき相手国を選定して協力を進めるべきである。その際には、多くの日本企業が事業展開を図っている重要地域との連携促進、当該地域で我が国の環境技術をいかす方法の検討が必要であるとの観点から、以下の a) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。

「グリーン経済」の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国が「グリーン経済」へ移行していくことができるような支援を行う。

（２）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

そのほか、地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と途上国の能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいくことも必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以

下のとおりである。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

現状

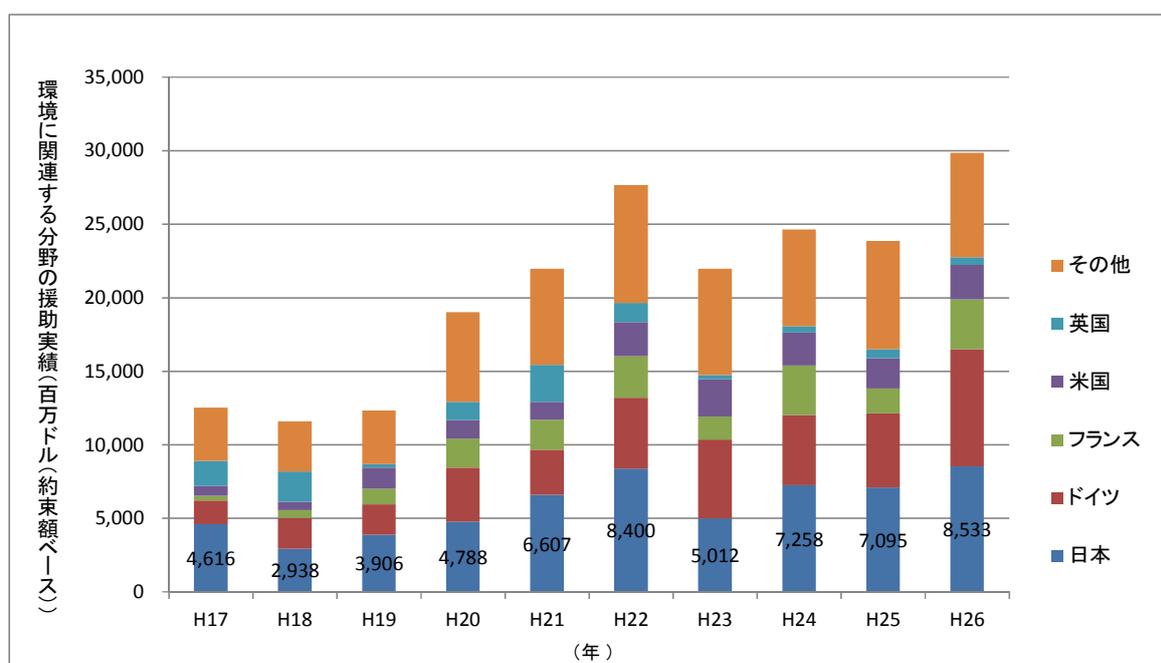
「グリーン経済」に係る国際協力の取組として、政府開発援助（ODA）のうち、環境に係る活動[※]の援助実績を見てみると、我が国は、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の中で平成 24 年から世界第 1 位の援助国となっており、平成 26 年には、8,533 百万ドルと過去最高額の援助を行った（図表 1）。

また、我が国の二国間ODAに占める環境に係る活動の割合は、約 23～53%前後で推移している（図表 2）。

環境分野の国際取組は、政府のみならず様々な主体が行っていくことが必要である。地方公共団体の取組について、開発途上国への人材派遣や技術指導・協力、開発途上国からの研修員の受入れ、環境保全に関する国際会議等の開催や参加等の人的な交流は、平成 27 年度現在で都道府県の約 20～40%、政令指定都市の約 35～75%が取り組んでいる（図表 3、4）。

※ OECD.Statによれば、「援助を受ける国、地域または対象集団の物理的または生物的環境の改善または改善と判断されるものを生み出すことを意図している活動、あるいは、体制の形成または能力の構築により、一定の開発目的に環境保全を入れ込む具体的活動を含む活動」とされている。

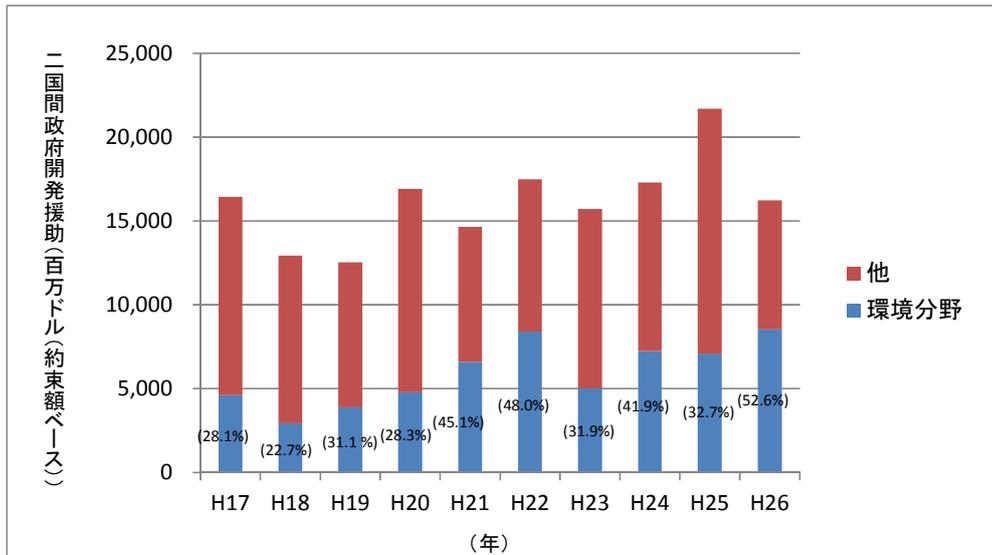
図表 1 DAC 諸国における ODA（環境に係る活動）実績



注 DACの統計指示書の「Environment Marker」を集計対象としている。

出典) OECD DAC ウェブサイト (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CRS1>) から作成

図表2 二国間ODAにおける環境に係る活動の配分



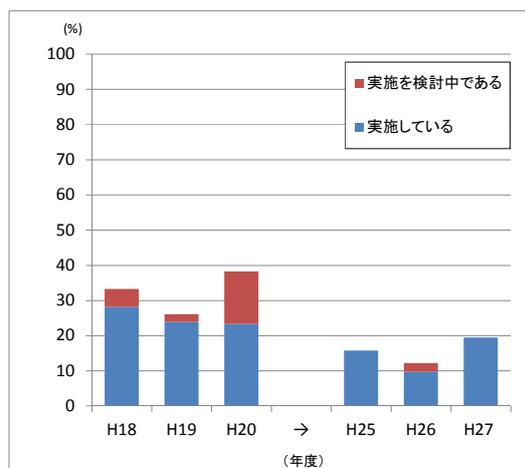
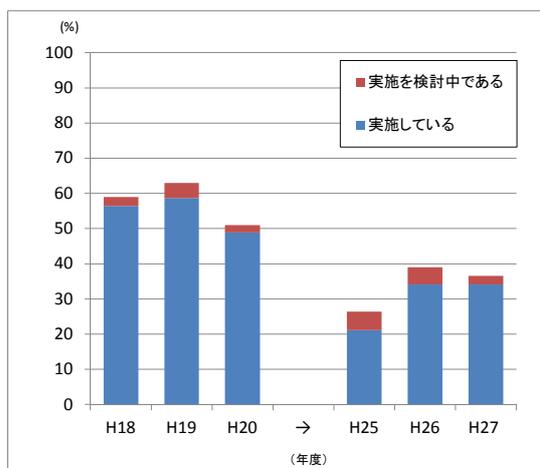
注 DACの統計指示書の「Environment Marker」を集計対象としている。

出典) OECD DAC ウェブサイト (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CRS1>) から作成

図表3 国際的取組に関する施策を実施又は検討している都道府県の割合

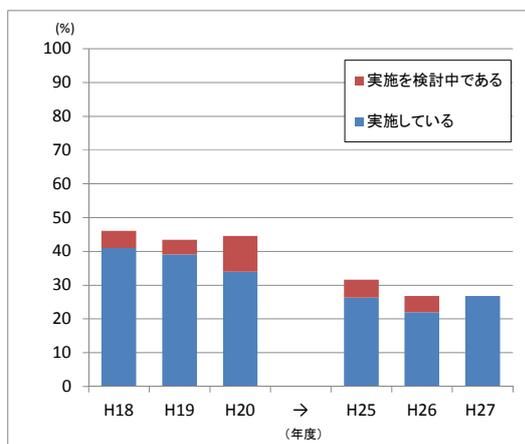
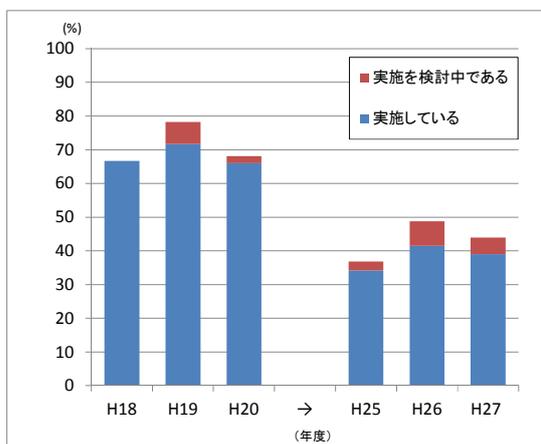
開発途上国への人材派遣や技術指導・協力

環境保全に関する国際会議等の開催



開発途上国からの研修員の受入れ

環境保全に関する国際会議等への参加

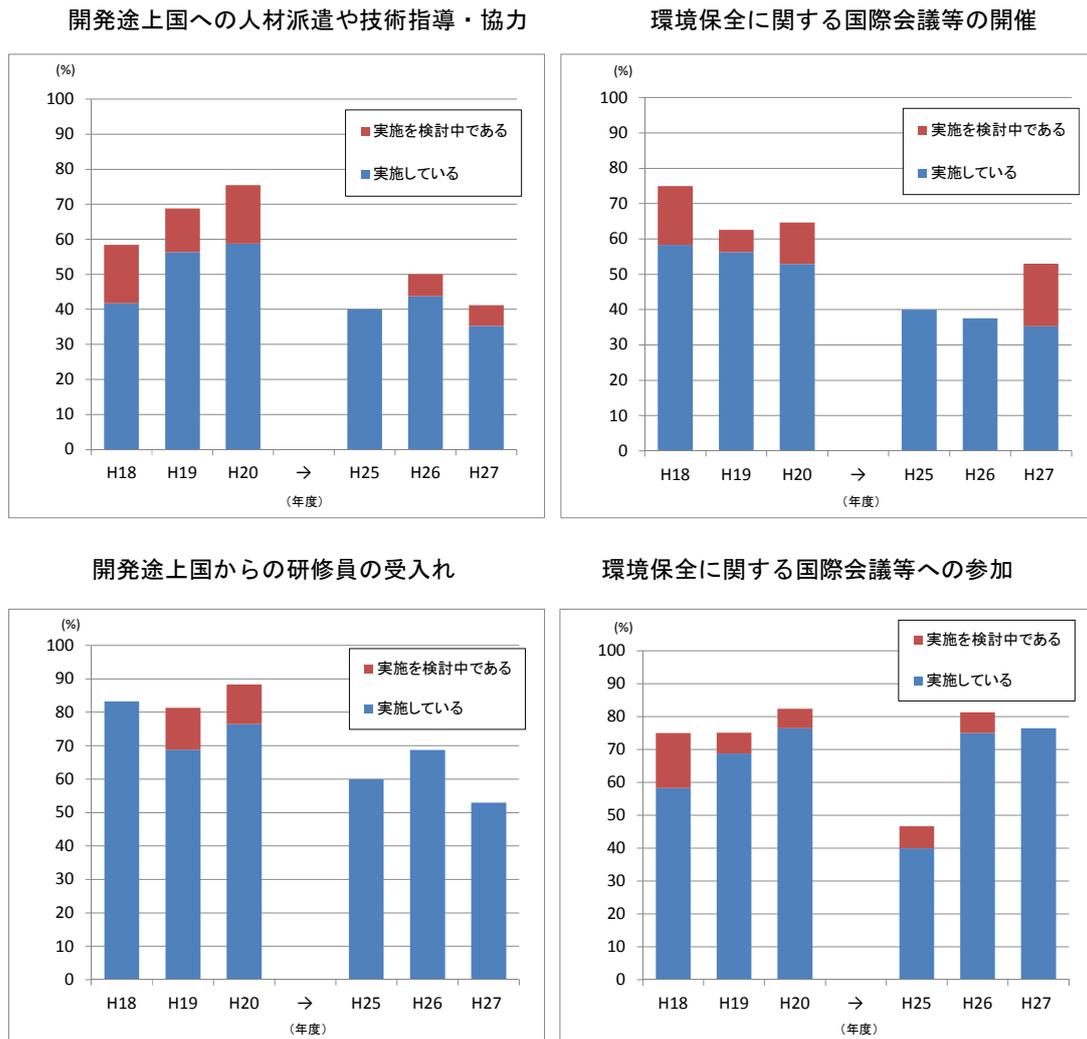


注1 N：(H18) 39、(H19) 46、(H20) 47、(H25) 38、(H26) 41、(H27) 41。

注2 平成 18～20 年度は第三次環境基本計画、平成 25～27 年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」から作成

図表4 国際的取組に関する施策を実施又は検討している政令指定都市の割合



注1 N：(H18) 12、(H19) 16、(H20) 17、(H25) 15、(H26) 16、(H27) 17。

注2 平成18～20年度は第三次環境基本計画、平成25～27年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」から作成

取組状況

<総合的な取組>

【クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進】(環境省)

本施策は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、アジア諸国の「低炭素社会・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、自然共生社会の実現」を目標として、統合的な取組を推進するものである。

平成26・27年度は、以下の事業を実施した。

- 「東アジア首脳会議環境大臣会合(EAS環境大臣会合：平成26年10月)」「東南アジア諸国連合及び日中韓環境大臣会合(ASEAN+3環境大臣会合：平成26年及び平成27年10月)」及び「日中韓三カ国環境大臣会

合（TEMM：平成 26 年及び 27 年 4 月）」及び、これらに関連する高級実務者会合等において、低炭素社会づくりに関する取組や「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」達成に向けた議論等を進めるとともに、個別環境課題に対応する協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みへの積極的な貢献や日本の経験・制度・技術等をいかした国際協力を推進した。

- 平成 22 年 3 月から東アジア各国の中央政府、地方自治体、国際機関、民間企業等が一堂に会する「環境的に持続可能な都市（ESC：Environmentally Sustainable City）＊ハイレベルセミナー」において、低炭素都市づくりや、交通、都市計画など各都市のSDGs への取組等に関する 8 つのテーマ別セッションを開催することなどを通じて、毎年我が国のイニシアティブでESC 推進のためのアジア各国や都市の取組状況の情報共有や関係者間の協力・連携を高める活動を実施してきたところ、平成 28 年 3 月にハノイで開催された「第 7 回ESCハイレベルセミナー」では、平成 27 年 9 月の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択を踏まえ、SDGs の実現等に向け、各国政府や国際支援機関等の協力の下で、アジアの各都市への支援や連携を強化するプラットフォームとして再構築することを主導した。
- 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）やアジア太平洋 3 R 推進フォーラム等の国際連携事業の取組内容を、ウェブサイトやパンフレットなどの媒体を通じて広報活動を行った。

今後は、ASEANやEASが関連する会合やESCハイレベルセミナーにおいて、SDGs の達成等に向けて国際協力の機運を我が国主導で高めるため、都市間のネットワークの構築等の活動を具体的に実施し、各都市を支援していく。

＊ 平成 20 年にベトナムで開催された「第 1 回東アジア首脳会議環境大臣会合」において、EAS 諸国における環境協力の優先活動分野として決定されたものであり、一般的には、「貧困削減、低炭素、地球環境への配慮、資源活用の効率化、再生可能」とされている。また、持続可能な新しい都市発展プロセスのモデルであり、社会における経済活動や人々の暮らし、また環境保護などの様々な要素を含む包括的なものであることが望ましいとされている。

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

本施策は、我が国の環境技術を、アジアをはじめとする新興国等に展開し、各国の実情に合わせた実証事業を行うものである。具体的には、以下のとおりである。

○ 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

本施策は、我が国企業が有する環境分野等の高い技術力について、アジアを始めとする潜在市場を有する国に展開するため、我が国企業、大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」（NEDO）の技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国の

政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化して行っている。

平成 26・27 年度は、平成 24 年度からの継続案件（インド）1 件と、平成 25 年度からの継続案件（インドネシア）1 件を実施した。平成 28 年度も、引き続き平成 24・25 年度からの継続案件をそれぞれ 1 件実施する。本施策は、平成 23 年度から実施しているものであり、委託先企業においては、現地企業との合弁の進展等により、事業化に向けた進捗が見られ、現地ニーズに応じ、環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待される。

今後は、新たな地域への事業拡大等により、更なる日本企業の市場獲得と 3R の推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを強化する。

○ 公害防止分野での実証事業

本施策は、我が国が有する環境分野等の技術をインフラ・システム輸出につなげる「前段階」として、相手国現地において、産業技術の研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する NEDO の技術的な専門能力を活用し、NEDO を実施主体として、相手国との了解覚書等の調整を行う。

平成 23 年度から、近年の急激な下水処理場整備に伴い発生した未処理汚泥の投棄により、地下水への悪影響が生じている中国広東省において、下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業を 1 件実施している。平成 26 年度には NEDO と国家発展改革委員会との間で了解覚書を締結し、平成 27 年度には、実証運転を行い、運転管理に必要なデータ収集と性能確認を行った後、中国側専門家向けの普及セミナーを開催し、今後の普及を促進しうる良好な関係を得て事業を終了した。

また、平成 26 年度には、マレーシアにて 1 件の実証事業を採択しており、平成 27 年度には、NEDO とマレーシアの公的機関との間で基本協定書が締結され、実証設備の設計・製作作業を開始した。

今後は、中国の実証設備は、NEDO から中国発展改革委員会に譲渡され、日本企業が有する先進的な汚泥処理・再資源化システムの普及拡大に資する技術ショーケースとして活用される見込みである。また、マレーシアでの実証事業は、平成 28 年 9 月から実証運転を開始し、実証設備の性能確認を実施するとともに現地における普及活動を実施し、同年 12 月に事業を終了する予定である。

【アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業】（環境省）

本施策は、アジア地域等の途上国においては、地域環境改善と同時に温室効果ガス排出削減効果が見込めるコベネフィット型環境対策の優先度が高いことから、相手国のニーズを踏まえ、アジア地域におけるコベネフィット型環境対策を推進するための戦略を策定した上で、同戦略に基づき、我が国の優れた環境対策技術等の実証と公害経験に基づく制度の構築支援や人材育成のための研修・セミナー

を組み合わせる実施するとともに、実証等を通じて得られた成果をウェブサイト等で国内環境産業を中心に情報発信・共有することで、我が国の環境技術を活用したアジア地域の環境対策技術等の展開に寄与するものである。

平成26年度は、本事業の前身となる「途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業」のコベネフィット型環境対策の実証試験を含む事業の案件3件（インドネシア：2件、中国：1件）を継承して実施する一方で、関連事業の成果や課題を整理し、各事業関係者からのヒアリングや国内有識者からの助言を踏まえ、各事業の展開計画を含むコベネフィット型環境対策推進戦略を策定し、同戦略に基づいたコベネフィット型環境対策の実証試験を含む事業を新たに1件（モンゴル）実施した。その結果、大気汚染物質の排出削減や排水の水質改善といった環境改善に加え、インドネシアでの水産業排水対策事業で21%、モンゴルでの暖房用ボイラ改善事業で27%、インドネシアでの太陽熱利用空調事業で36%の温室効果ガス排出削減効果を確認した。

平成27年度は、同戦略に基づき、コベネフィット型環境対策の実証試験を含む事業の継続案件2件（中国、モンゴル）、新規案件3件（インドネシア）を実施した。その結果、大気汚染物質の排出削減に加え、モンゴルでの暖房用ボイラ改善事業で26%の温室効果ガス排出削減効果を確認した。あわせて、中国においては、大気汚染物質と温室効果ガスの排出削減を更に推進するため、コベネフィット型環境対策導入のための制度構築に向けたガイドライン案を作成した。

平成28年度は、上述の戦略を踏まえ、コベネフィット型環境対策の実証試験を含む事業の継続案件4件（インドネシア：2件、中国：1件、モンゴル：1件）を実施するとともに、インドネシアの水産業を対象とした事業では、コベネフィット型環境対策導入のための制度構築に向けたガイドライン案を作成する予定である。

今後は、コベネフィット型環境対策の普及等の課題があり、実証された対策や技術の適切な運用管理には人材や組織の能力強化が必要と考えられることから、さらなるコベネフィット効果の追求に加え、研修やセミナーを実施することにより、継続的に能力構築等を行っていく。

【「緑の未来協力隊」】（外務省）

本施策は、途上国における環境政策や環境技術、あるいはそれらに深く関連する水、農業、エネルギー分野における人材が圧倒的に不足している現状を打開すべく、我が国の知見、経験、技術を活用して途上国のグリーン経済移行に向けた人材育成を後押しするため、平成24年12月から3年間で1万人の「緑の未来協力隊」を編成し、途上国に人材を派遣するものである。

平成24年6月、国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、「環境未来都市」の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする緑の未来イニシアティブを発表し、その具体的取組の一環として、同年12月の立ち上げ式以降順調に「緑の未来協力隊」の編成を続け、平成27年11月時点で、隊員数は延べ10,028人となった。

今後、様々な取組を通じて途上国の環境関連の人材育成に貢献していく。

<地球温暖化等に関する取組>

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築】（外務省、経済産業省、環境省）

本施策は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していくものである。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により平成42年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。

平成26年度は、カンボジア、メキシコとの間でJCMを構築、平成27年度は、チリ、サウジアラビア、ミャンマー、タイとの間でJCMを構築し、JCMパートナー国は16か国に達した。また、平成27年度末時点において、JCMでクレジット獲得を目指す個別プロジェクトの貢献を定量的に評価する手法であるMRV（測定・報告・検証）方法論が21件承認済みである。

さらに、環境省は、クレジット獲得を目指すプロジェクトに対して設備補助等の支援を行うプロジェクト補助事業、アジア開発銀行（ADB）の信託基金への拠出を通じたプロジェクト支援事業及びJCMを利用したREDD+に資する補助事業[※]の3種類のJCM資金支援事業を合計58件実施し、経済産業省は、JCMの活用により、CO₂排出削減効果の定量化（可視化）を行い、低炭素技術・製品等の省エネ効果等の有効性を実証する等のJCM実証事業を10件実施している。これら環境・経済産業両省の事業のうち10件がJCMプロジェクトとして登録されている。なお、環境省は都市の役割の重要性に鑑み、我が国と海外の都市間連携に基づくJCM案件実現可能性調査を平成26年度から実施しており、これまでに国内9地方公共団体、海外17都市が調査に参加し、JCM案件の形成と都市レベルでの国際環境協力に貢献している。

今後は、具体的な排出削減・吸収プロジェクトのさらなる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査を行う。また、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）等の関係機関との連携も含めたさらなるプロジェクト形成のための支援等を行う。

※ 途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強（REDD+）のための事業を実施するとともに、JCMを通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資することを目的とした事業。

【気候変動分野における途上国支援】（外務省）

本施策は、気候変動分野において、開発途上国の気候変動分野への緩和及び適応に係る取組の支援を実施するものである。具体的には、我が国は、平成 25 年 11 月の「国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議」（COP19）において、平成 25 年から平成 27 年までの 3 年間に、開発途上国に対して官民合わせ 1 兆 6,000 億円の支援を表明し、また、平成 27 年 12 月の COP21 において、平成 32 年までに官民合わせて約 1 兆 3,000 億円の途上国支援を表明した。さらに、途上国による気候変動対策を支援するために設立された「緑の気候基金」（GCF）への拠出を通じて、途上国の気候変動対策を着実に進めていく。

COP19 で表明した支援を一年半余りで達成したほか、平成 26 年 11 月の「金融世界経済に関する首脳会合」（G20）において、GCF に対し、最大 15 億ドルを拠出する意図を表明し、平成 27 年 5 月に 15 億ドルの拠出を決定した。その後、GCF において、平成 27 年 11 月に島嶼国案件を含む 8 つのプロジェクトが承認された。また、COP21 の際には、東アジア首脳会議（EAS）参加国の政策担当者らを招いて「第 4 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施するなど、地域の気候変動交渉においてリーダーシップを発揮すべく取り組んでいる。

今後も、途上国のニーズに合わせた支援を着実に実施するとともに、COP21 で採択された、気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」を基礎に世界全体で気候変動対策の実効性が高まるよう、GCF を活用した支援等を実施し、ひいては気候変動交渉における途上国の前向きな姿勢を引き出していく。

<物質循環に関する取組>

【我が国循環産業の戦略的国際展開・育成産業】（環境省）

本施策は、廃棄物適正処理に係る二国間協力と我が国企業を有機的に結びつけることにより、アジアを中心とする途上国で問題となりつつある廃棄物の適正処理と環境負荷低減を図るとともに、政府間協力、自治体連携、事業者の海外展開という 3 つをパッケージにして、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして循環産業の国際展開を戦略的に支援していくものである。具体的には、以下の施策を行っている。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進業務

我が国の循環産業の海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象とした実現可能性調査を、平成 26 年度に 17 件、平成 27 年度に 15 件実施した。この結果、平成 27 年度末時点において、事業化に至った、または事業化の目途が立ち最終的な準備を進めている事業が 4 事業、二国間及び都市間で了解覚書（MoU：Memorandum of Understanding）や特別目的会社（SPC：special purpose company）・合弁会社の設立等の段階にある事業は 14 事業である。平成 28 年度は、平成 23～25 年度までの 3 年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と促進策の改善を行った上で、平成 26 年度以降の 3 年間について戦略的な支援を実施してきたところ、最終年度

として、実現可能性調査等において自治体間協力と連携した事業を優先的に支援するなど、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、パッケージとしての海外展開を推進する。

今後は、これまで実施してきた本事業の成果を活用して、より効果的・効率的に海外展開支援できるよう、事業成果の整理を進めるとともに、それを踏まえて、新規参入事業者枠の創設等を行い、海外展開の経験が少ない国内循環産業関連企業のチャレンジも積極的にサポートする。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修企画・運営業務

我が国の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状について広く理解してもらうことを目的として、アジア各国の主要な現地関係者を我が国に招へいし、研修を実施した。平成 26 年度は 13 か国から 45 名、平成 27 年度は 19 か国から 41 名を招へいした。

今後は、廃棄物処理制度の整備段階の国に対して、政府担当者の理解促進に向けた研修等を進める。

【リサイクルビジネス展開可能性調査】（経済産業省）

本施策は、近年のアジア各国での経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の増加によるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まりを踏まえ、我が国企業によるアジア等の新興国でのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、「事業実施可能性調査」（F S）を実施するものである。

平成 26 年度は、平成 25 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 3 件の F S を実施した。平成 27 年度は、新たに 2 件の F S を実施した。平成 28 年度は、新たに複数の F S を実施する。本施策は、平成 22 年度から実施しており、事業化につながった案件も複数あるが、支援案件の多くは、F S 後に現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。

今後は、F S を継続しつつ、法整備、廃棄物回収、リサイクルの仕組みづくり等の課題への対応として、相手国に対するリサイクル制度構築支援等を進める。

<水環境等の保全に関する取組>

【アジア水環境パートナーシップ（WEPA）】（環境省）

本施策は、アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、平成 15 年（2003 年）に京都で開催された第 3 回世界水フォーラムにおいて提唱されたものである。WEPA は、アジアの 13 のパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有等を通じて、各国における行政担当者の能力向上、水環境管理体制の強化を目指す取組である。

平成 26 年度は、「日越コンサルテーション会合」（平成 26 年 10 月：ベトナム・ハノイ）を開催し、ベトナムが抱えている水環境管理における課題について

議論するとともにアジア工科大等の研究者との連携促進を狙った「東南アジア水環境シンポジウム」（平成 26 年 11 月：タイ・バンコク）への参加、第 10 回 WEP A 年次会合（平成 27 年 2 月：スリランカ・コロンボ）を開催した。平成 27 年度は、WEP A の取組の一環として第 7 回世界水フォーラム（平成 27 年 4 月：韓国・大邱/慶州）に参加し、これまでの取り組み等について発信するとともに、閣僚級会議に大臣政務官が出席し、水環境分野における我が国の国際協力について発表した。また、WEP A 事務局として 1 件目のアクションプログラム（ベトナムでの養豚場の排水処理改善）に向け、現地でのインベントリ調査等に取り組んだほか、2 か国目（スリランカ）のアクションプログラム（地下水保全のための産業排水処理管理）の検討、第 11 回 WEP A 年次会合（平成 28 年 1 月：ラオス・ビエンチャン）を開催した。平成 28 年度は、WEP A 事務局としてベトナムの畜産排水処理に関するアクションプログラムのフォローアップを行うとともに、スリランカの地下水質管理に関するアクションプログラムの支援を目的とした現地調査を実施する。

今後は、各種セミナー等の場を通じて WEP A の活動で得られた情報等を対外的に発信するとともに、パートナー国のアクションプログラムの作成を支援するなど、各国の状況に応じた水環境管理の改善に向けた支援に取り組んでいく。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

本施策は、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募で選定した民間事業者による分散型排水処理技術や産業排水処理技術等を用いた「事業実施可能性調査」（FS）等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開に当たっての効果的支援策を検討することを目的として実施するものである。

平成 26 年度は、平成 25 年度に行ったモデル事業のうち 3 件（ベトナムでの有機性産業排水の処理及び染色産業排水の処理、ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及）の現地実証試験を実施するとともに、新たに 3 件（ベトナムでの水産加工工場排水処理、マレーシアでの浄化槽整備、インドでの工業団地における再生水システム構築）のモデル事業を選定し、FS を支援した。平成 27 年度は、平成 26 年度に行ったモデル事業のうち 4 件（ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及、ベトナムでの染色産業排水の処理及び水産加工工場排水処理、マレーシアでの浄化槽整備）の現地実証試験を実施するとともに、新たに 3 件（ベトナムでの排水処理の高度化・省コスト対応制御システム及びセプティックタンク汚泥処理、ミャンマーでの染色工場排水改善）のモデル事業を選定し、FS を支援した。平成 28 年度は、これまでに FS を実施した 4 件（ベトナムでの水産加工工場排水処理及び排水処理の高度化・省コスト対応制御システム、マレーシアでの浄化槽整備、ミャンマーでの染色工場排水改善）について、引き続き現地実証試験を実施するほか、公募により新規案件を選定し、FS を支援する。実施可能性調査、実証実験が完了したモデル事業については、技術の優位性が現地で評価され、技術の導入につながるケースも確認された。

今後は、事例の更なる蓄積を進めるとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者に共有していく。

【中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減事業】（環境省）

本施策は、平成 23 年 4 月に日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」等に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚濁物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の普及促進により、中国国内における水環境改善を図るものである。

平成 26 年度は、山東省威海市、四川省徳陽市のモニタリングを引き続き実施するとともに、平成 25 年度に設計を行った浙江省嘉興市のモデル施設の建設及びモニタリングを実施した。また、平成 27 年 3 月には、これらのモデル施設を中国に引き渡すとともに、「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」を両国局長級で締結した。平成 27 年度は、当該意向書に基づき、畜産排水分野に関する共同研究として、山東省新泰市の畜産排水現地調査を行い、中国政府が行う畜産排水モデル事業の処理施設について日本から汚水処理方法等の技術提案を行った。平成 28 年度は、畜産排水分野に関する共同研究として、中国が行う畜産排水モデル事業について地域や条件に応じた汚水処理施設設計に関する検討等を行い、提言する。

今後は、本事業で整備した排水処理技術の普及状況や維持管理状況等について調査・分析を行い、中国国内に導入可能な排水処理技術の検証を行うとともに、我が国の水関連企業の中国国内でのビジネス展開も視野に入れつつ、更なる協力の可能性について検討する。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】（国土交通省）

本施策は、世界の水環境問題の解決、下水道分野における我が国企業の海外展開促進を目的として、我が国下水道事業の経験と技術を活かした案件形成支援や、下水道システムの戦略的な国際標準化等を推進するものである。

○ 下水道事業の案件形成支援

平成 26 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシアの重点対象国を中心に政府間協議及びセミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシアを対象に本邦研修を実施し、下水道事業実施能力の強化を図った。平成 27 年度も、ベトナム、インドネシア、マレーシア、カンボジア等との間で政府間協議やセミナーを実施し、組織体制整備や人材育成の重要性や我が国下水道技術について発信し、本邦下水道技術に関する理解醸成を図った。

今後も引き続き、ベトナム、インドネシアなどの重点対象国を中心に政府間協議・セミナーを実施する予定である。

○ 下水道システムの戦略的な国際標準化

I S Oの水の再利用の標準化を議論する「T C 282」（我が国が幹事国を務

めている。)の取組を始め、汚泥の処理・処分、雨水管理等の水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進している。

今後も引き続き、議論に積極的・主導的に参画し、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準策定作業に取り組む。

【アジアにおける土壤汚染対策推進】（環境省）

本施策は、重金属をはじめとする我が国の土壤汚染の調査・対策技術等のアジア諸国への普及や、各国の状況に応じた法体系の整備及び人材育成を併せて推進することにより、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における我が国のプレゼンスの向上を目的とするものである。具体的には、中国における重金属汚染対策に係る技術協力を実施するとともに、東南アジアにおける土壤汚染の発生状況、対策の状況又は必要性を把握し、技術協力に対するニーズ及び我が国の土壤汚染対策技術・制度の展開及び移転の可能性を明らかにすることを目的とした技術協力ニーズの調査を実施する。

平成 26 年度は、インドネシア、ベトナム、マレーシアの 3 か国において、土壤汚染の発生状況、対策状況、技術協力に対するニーズを調査した。なお、中国の重金属汚染対策に係る調査及びインドネシア、ベトナム、マレーシアの 3 か国における土壤汚染対策に係る技術協力ニーズの調査等により、本施策の目的を一定程度達成したことから、平成 26 年度をもって当該事業は終了した。

今後は、本事業から得られた知見を基に、必要に応じてアジア諸国との情報交換をするなど、土壤汚染対策の推進に引き続き貢献していく。

重点検討項目②：民間資金や多国間資金の積極的活用

途上国向けの資金フローは、民間資金が公的資金を大幅に上回り、公的資金の大幅な拡大が期待できない現状において、環境対策と経済・社会開発が密接になってきていることを踏まえ、民間投資のグリーン化を加速させることが重要である。

また、多国間資金（国際機関や条約に基づいて設置される基金や、世界銀行やADBなど多国間開発金融機関の資金）の運用期間は、地球規模の課題や国際社会の重要な問題に関する国際協力の豊富な経験と人材、多くの現地事務所を有することによる優れた情報網を有しており、二国間援助を補完するものとして重要な役割を果たしていることから、その特性をいかした枠組みを最大限に活用するよう取り組んでいく必要があるとの観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組

b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先して「グリーン経済」への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国が「グリーン経済」へ移行していくことができるような支援を行う。その際には、相手国の10～20年先の社会経済の発展状況を予想しつつ、今後日本政府ができることと、他国や国際機関と分担すべきこととを整理しながら取り組んでいく。その上で、他ドナーとの協調、民間との連携、我が国への便益の波及等の視点から、こうした相手国とwin-winな日本型モデルの環境協力を構築していくとともに、その実施を図る。

（２）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。例えば、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の公的機関、民間部門、大学・研究機関等が有している情報を官民双方で共有できるような仕組みの構築など、政府と各ステークホルダーとのコミュニケーションチャンネルの強化に取り組んでいく。

また、国は、国際的な地方公共団体間の連携や、NGO・NPO間の連携など、パートナーシップの形成を支援する取組を推進する。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組

現状

開発途上国への優れた低炭素技術の普及等を通じ、地球規模で温室効果ガス排出量を削減するとともに、クレジットを獲得し日本の削減目標の達成に活用するJCMを推進している。平成27年の「第21回気候変動枠組条約締約国会議」(COP21)において、安倍総理が「JCMを着実に実施すること」を表明するなど、世界各国の理解が得られるよう、積極的に情報を発信しており、平成28年3月25日時点で16か国との間でJCMを実施している。(図表5)。

民間企業の動きとして、我が国の環境産業の輸出額(推計)を見てみると、環境産業の輸出額の合計は、平成16年以降、大幅に増加している。特に、地球温暖化対策分野では、輸出額の大きい項目が多く含まれることから割合が大きく、増加幅も大きくなっている(図表6)。

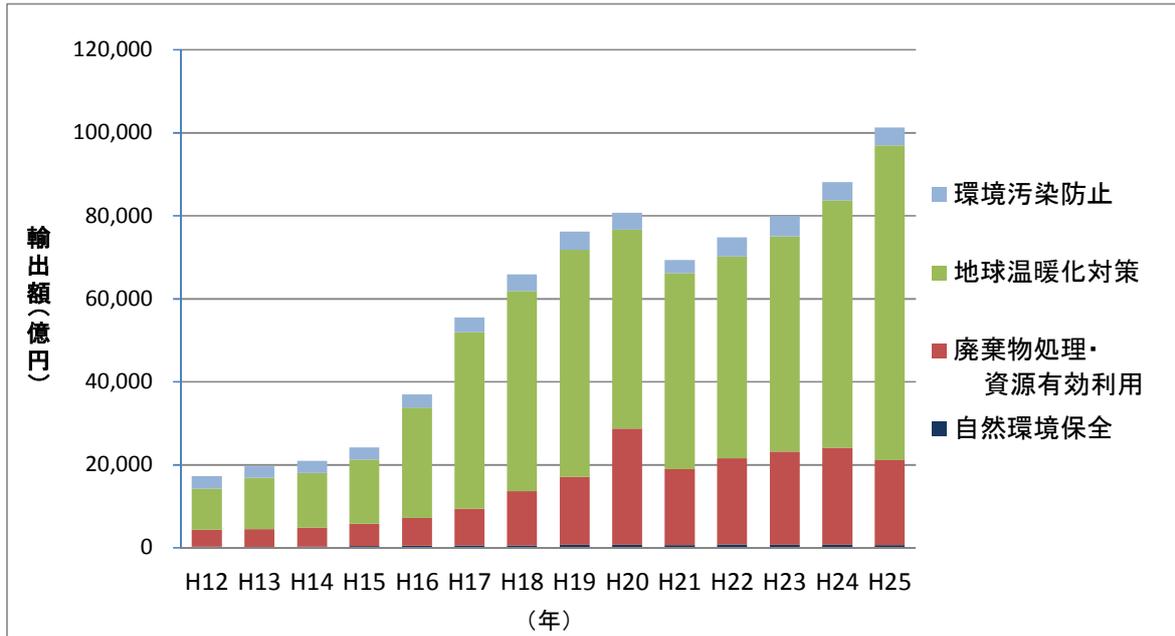
また、海外市場向けの環境ビジネスに関する企業の意識(需要と供給の現状と見通し)を見ると、平成27年12月時点の現状について、「需要超過」と回答した企業の割合と「供給超過」と回答した企業の割合が同じとなった。将来的な見通しでは、廃棄物処理・資源有効利用分野以外の分野では「需要超過」になると回答した企業が多くなるなど、企業の海外事業に対する期待がうかがえる(図表7)。

図表5 JCM署名国別の進捗状況(平成28年3月25日時点)

署名国	署名時期	合同委員会 の開催数	プロジェクトの登録数	資金支援事業・実証事 業の件数(H25-H27)
モンゴル	2013年1月	3回	2件	4件
バングラデシュ	2013年3月	3回		5件
エチオピア	2013年5月	2回		1件
ケニア	2013年6月	2回		3件
モルディブ	2013年6月	2回		2件
ベトナム	2013年7月	4回	2件(さらに2件登録手続き中)	15件
ラオス	2013年8月	1回		2件
インドネシア	2013年8月	5回	5件(さらに1件登録手続き中)	22件
コスタリカ	2013年12月	1回		
パラオ	2014年1月	3回	1件(さらに2件登録手続き中)	3件
カンボジア	2014年4月	1回		2件
メキシコ	2014年7月	1回		
サウジアラビア	2015年5月	1回		1件
チリ	2015年5月	0回		
ミャンマー	2015年9月	0回		1件
タイ	2015年11月	1回		7件
合計	16か国	30回	10件(さらに5件登録手続き中)	68件

出典) 環境省ウェブサイト「二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism(JCM))の最新動向」

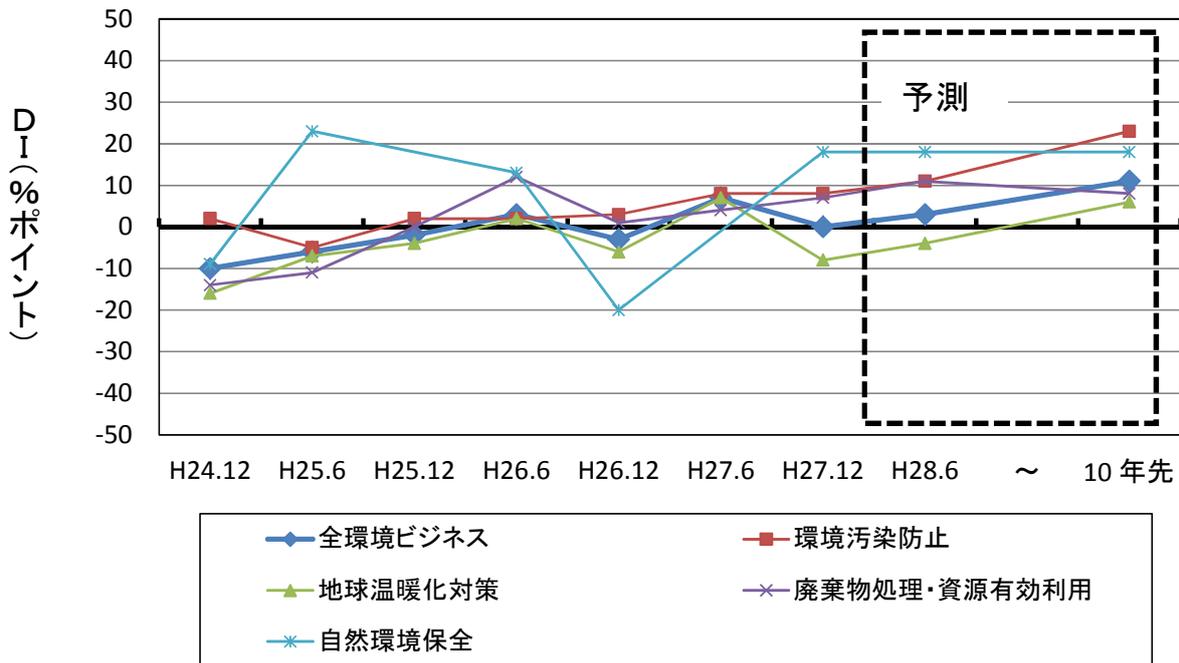
図表6 環境産業の輸出額の推移（推計）



注 自然環境保全是、水資源利用、持続可能な農林漁業・緑化等が該当する。

出典) 環境産業市場規模検討会「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

図表7 環境ビジネスにおける海外需給D I



注1 DI: 「需要超過」-「供給超過」、%ポイント。

注2 全国の資本金2,000万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された企業に対するアンケート調査である。

注3 海外市場向けの事業を実施している企業に対して、現在、海外事業は「需要超過」であるか、又は「供給超過」であるか、更に将来予測(見通し)についても調査を行ったものである。

注4 上記グラフの将来予測は、平成27年12月に実施した調査結果である。

注5 自然環境保全是、水資源利用、持続可能な農林漁業・緑化等が該当する。

注6 自然環境保全については、有効回答数未滿であるため、DI値は参考数値である。

出典) 環境省「製品やサービスを提供する企業等への調査(供給側調査):環境経済観測調査(環境短観)」

取組状況

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築】（外務省、経済産業省、環境省）

（P 8 の再掲のため、内容は省略）

b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組

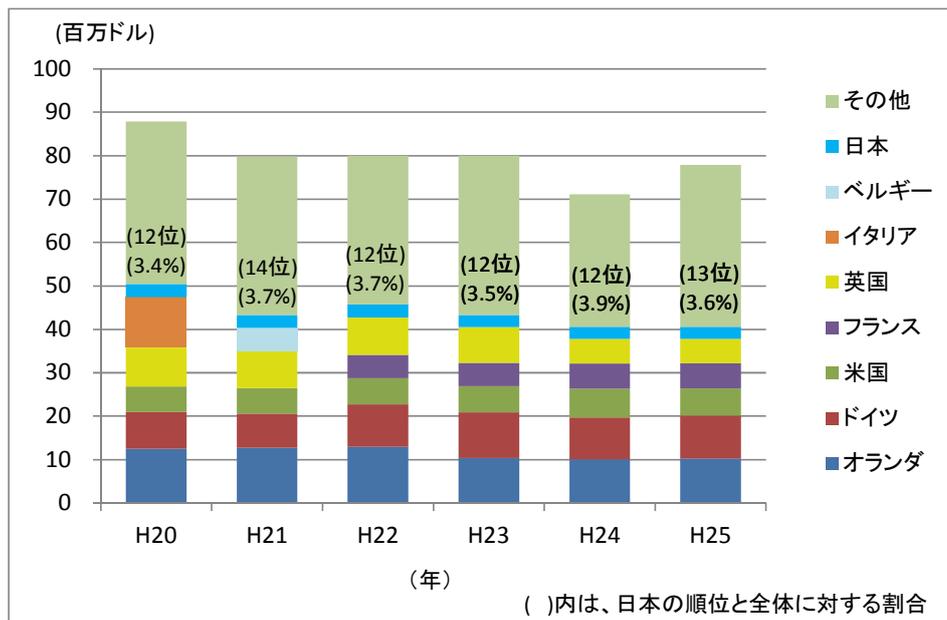
現状

多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力の取組では、国連環境計画（UNEP）ノイヤマーク任意拠出金の推移を見ると、我が国の拠出金はやや減少傾向にあるが、UNEP全体の額も下がっているため、全体に占める割合は3.4～3.9%と横ばいであり、拠出順位も12～14位で推移している（図表8）。

開発途上国で行う地球環境保全の取組を支援するために世界銀行内に設置された地球環境ファシリティ（GEF）に対する資金協力では、我が国は米国と同程度であり、GEF第6次増資期間（平成26年7月～平成30年6月）の合計額は過去最高額であった（図表9）。

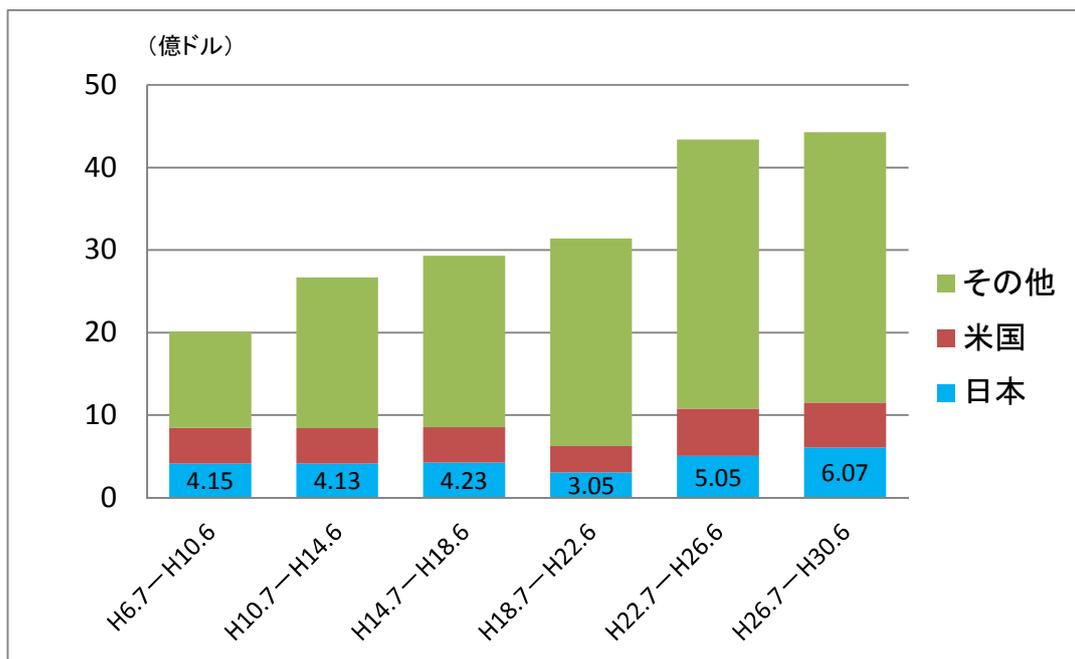
また、途上国による気候変動対策を支援するため、平成22年の「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議」（COP16）で採択されたカンクン合意において設立が決定した緑の気候基金（GCF）に対して、我が国は、平成26年11月の「金融世界経済に関する首脳会合」（G20）ブリスベン・サミットにおいて、最大15億ドルの拠出する旨を表明した。平成27年5月にGCFへの拠出を可能にするための法律が成立し、GCFとの間で15億ドルを拠出するための署名を行った。

図表8 国連環境計画（UNEP）における我が国と各年の上位5か国のノンイママーク任意拠出金（環境基金）



出典) 外務省ウェブサイト「国際機関への拠出・出資」から作成

図表9 地球環境ファシリティ（GEF）への資金協力



出典) 外務省ウェブサイト「地球環境ファシリティ」から作成

取組状況

<国際連合、世界銀行等に関する取組>

【国連環境計画（UNEP）拠出金等】（環境省）

本施策は、国連の下に設置された、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、環境に関する問題（他の国連諸機関が着

手しているものを除く。)を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であるUNEPの活動等を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有するものである。

○ UNEP本体への拠出

UNEPへの資金拠出により、UNEPによる環境政策の推進等を支援している。また、年に一度「日UNEP政策対話」を行っており、UNEPの活動状況を確認しつつ、より効果的・効率的なプログラムの実施を促すよう努めている。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：2,725,604 US\$
- ・平成27年度：2,581,953 US\$

○ 持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金(10YFP)への拠出

平成24年6月の「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)で採択された「持続可能な消費と生産10年計画枠組み(10YFP)」において、我が国は、10YFPの6つのプログラムのうち、「持続可能なライフスタイル及び教育プログラム」を共同リードするとともに、UNEP内に置かれた10YFP事務局に平成26年度から毎年250万米ドルを拠出し、世界における低炭素型ライフスタイル・社会システムを確立するためのプロジェクトに着手している。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：2,500,000 US\$
- ・平成27年度：2,500,000 US\$

○ UNEP国際環境技術センター(UNEP/IETC)への拠出

持続可能な環境管理への取組を更に強化するため、UNEPの機関として、大阪市を拠点としているUNEP/IETCへの拠出を行い、主に開発途上国における環境問題の改善や環境に適正な技術の普及促進、統合的廃棄物管理などに取り組んでいる。環境省は、年に数回、UNEP/IETCの所長から、直接活動報告を受けており、UNEPの活動状況を確認しつつ、より効果的・効率的なプログラムの実施を促すよう努めている。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：1,365,618 US\$
- ・平成27年度：1,298,772 US\$

○ UNEPアジア太平洋地域事務所(UNEP/ROAP)への拠出

UNEP/ROAPへ拠出を行い、アジア太平洋地域の途上国が、自国の能力開発や、行政官等の研修を受けることで、国際開発機関等を介さずに、独自に気候変動枠組条約等の適応関連資金メカニズム(適応基金、GCF等)に直接アクセスできるようになることを目指している。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：250,481 US\$
- ・平成27年度：250,481 US\$

○ 世界適応ネットワーク・アジア太平洋適応ネットワークへの拠出

UNEPの提唱により形成された世界適応ネットワーク（GAN）及びそのアジア太平洋地域を担うアジア太平洋適応ネットワーク（APAN）は、国連組織や国際機関との連携の下、気候変動の脆弱性を軽減するための効果的な適応行動と能力開発を実施するための知見を関係者間で共有するネットワークである。我が国は、両ネットワークの事務局が正式に立ち上がった平成26年度から拠出により事務局運営を支援するとともに、フォーラムやワークショップ等の開催を支援している。こうした資金拠出や支援を通じて、我が国の気候変動影響評価や適応計画策定に関する知見・技術等を広めるとともに、アジア太平洋地域のみならず、世界全体の適応能力の強化に貢献している。

（日本からの拠出額）

- ・平成26年度：731,707US\$
- ・平成27年度：731,707US\$

○ 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ（CCAC）への拠出

短期寿命気候汚染物質の削減を世界的に推進するため、アメリカやスウェーデン等が平成24年2月に立ち上げた国際パートナーシップCCAC（短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション）へ拠出等を行うことにより、我が国の技術・経験を活かして排出ポテンシャルの大きいアジアでの対策を主導するべく貢献している。

（日本からの拠出額）

- ・平成26年度：2,500,000 US\$
- ・平成27年度：2,500,000 US\$

○ 気候技術センター・ネットワーク（CTCN）への拠出

CTCNは、平成22年12月の第16回気候変動枠組条約締約国会議（COP16）において、気候変動に対処するための技術の移転を促進するために設立が決定された。CTCNにおいて、途上国からのリクエストの受付や、関連技術に係る情報提供、既存技術の活用に関する支援等を行う。我が国は、日本の環境技術の移転・普及を図り、アジアにおける技術ニーズの水準を向上させるとともに、我が国の優れた環境技術が用いられた財やサービスに対する需要の拡大に貢献すべく支援を実施している。

（日本からの拠出額）

- ・平成26年度：1,000,000 US\$
- ・平成27年度：1,000,000 US\$

○ アジア開発銀行JCM日本基金（JFJCM）への拠出

導入コスト高等の理由から、アジア開発銀行（ADB）のプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術がプロジェクトで採用されるよう、我が国がADBに資金を拠出し、コストを軽減することでJCM案件化を目指すものである。ADBとプロジェクトの審査プロセスにおいて密に連携しつ

つ進めており、モルディブ国アッドゥ環礁における「太陽光発電プロジェクトの高度化」が第一号案件として平成27年3月に採択された。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：18億円
- ・平成27年度：18億円

今後も、UNEP等の活動支援のため、拠出金の確保に努めるとともに、国際機関を活用した国際協力を継続できるよう努める。

【UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援】（環境省）

本施策は、我が国からUNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（UNEP－IRP）に財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を同パネルでの議論に反映していくためのものである。資源パネルとは、世界経済の持続的発展の推進について、経済活動に投入する天然資源とそれに伴う環境負荷を極力減らす一方、経済成長を高めていくことの重要性を国際的に議論するため、UNEPが平成19年に設立したものである。

我が国は、平成20年度からUNEP－IRPに対して資金拠出を行っており、その拠出等に基づき、UNEP－IRPにおいて、これまで「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」、「金属リサイクルの機会・制約・インフラ」等の16の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、平成27年6月の7か国財務相・中央銀行総裁会議（G7）エルマウ・サミットで発表された首脳宣言において、資源効率性に関する統合レポートをUNEP－IRPに作成依頼することが盛り込まれ、その準備作業が鋭意進められているところである。

今後も引き続き、資金拠出を行っていく。また、UNEP－IRPでの研究対象をより影響の大きいと考えられるアジアに向けさせるとともに、まとめられる科学的知見について、我が国の政策や国際的な政策の議論により活用しやすいものになるよう促していく。

(日本からの拠出額)

- ・平成26年度：1,649万円
- ・平成27年度：1,870万円

【多数国間環境条約事務局等を活用した国際協力】（外務省）

本施策は、地球環境問題への対応にはグローバルな取組が必要であり、途上国による環境保護対策の実施が課題となっていることを踏まえ、途上国における環境保護対策のための取組等、環境問題に関する専門的知見や幅広いネットワークを有する多数国間環境条約事務局、UNEPや国際熱帯木材機関（ITTO）等を支援するものである。

UNEPの活動を支援するとともに、ITTOやUNEP/IE TC、多数国間環境条約の事務局等による途上国の能力構築・技術移転等に関するプロジェクト

について、平成 26 年度は 6 件（ITTO：5 件（1 件の活動含む。）、ワシントン条約：1 件）、平成 27 年度は 7 件（ITTO：4 件、ワシントン条約：1 件、ラムサール条約：1 件、UNEP/IETC：1 件）の支援を行った。

今後も、国際機関を活用した国際協力を継続できるよう努める。

【アジア諸国における 3 R の戦略的実施支援事業拠出金】（環境省）

本施策は、我が国の支援等によりアジア数か国で 3 R 国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国の 3 R 関連の事業形成や政策立案の促進のため、国連地域開発センター（UNCRD）、開催国政府機関とともに、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」を開催するとともに、3 R に関する基礎的情報が整備されていないアジア太平洋地域における情報整備に貢献するための「アジア太平洋 3 R 白書」作成のため、UNCRD に拠出を行うものである。

平成 20 年の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア 3 R 推進フォーラム」*は、アジアにおける 3 R の推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、平成 27 年度末までに 6 回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による 3 R プロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている。フォーラム第 6 回会合（平成 27 年 8 月モルディブ）は、「3 R 産業—アジア太平洋地域における資源効率社会及び持続可能な観光開発に向けた次世代 3 R の方向性」を全体テーマに、アジア諸国及び太平洋島嶼国等の 39 か国の政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGO など 300 名超の参加を得て開催され、3 R の具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。また、平成 28 年にはオーストラリアにて第 7 回同会合の開催が予定されている。

今後も引き続き「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」を開催し、アジア太平洋地域における 3 R の推進を主導していくとともに、更に効果的・効率的に、3 R 関連の事業形成や政策立案を促進していく。

※ 平成 26 年 2 月の第 5 回会合から、「アジア 3 R 推進フォーラム」から「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」へ名称変更した。

【SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ実施事業】（環境省）

本施策は、人間活動の影響を受けて、維持・形成されている二次的自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために、「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）を契機として設立された「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」（IPSI）の運営等に必要な費用を IPSI 事務局である国連大学に拠出し、「SATOYAMA イニシアティブ*」を推進することを目的とするものである。

平成 26 年度は、IPSI 戦略に基づき策定した「IPSI 行動計画 2013-2018」を踏まえ、優先行動の具体化に着手した。また、10 月の韓国ピョンチャンにおける「生物多様性条約第 12 回締約国会議」（COP12）にて、IPSI 総会、

持続可能な開発の実現に向けた生産ランドスケープ・シースケープでの活動促進をテーマとした公開フォーラム、サイドイベントを開催し、愛知目標の達成に貢献する I P S I の取組について紹介するとともに、各国からの参加者約 100 名と共に今後の展望について議論と情報共有を行った。平成 27 年度は、アフリカ・ガーナにおいて、同地域での活動ネットワークの構築及び国際社会への発信力を強化すべく、地域会合を開催するとともに、カンボジア・シムリアップにおいて I P S I 総会と I P S I 戦略目標の観点からこれまでの活動をレビューすることをテーマとした公開フォーラムを開催し、今後の活動の展望について検討した。また、S A T O Y A M A 保全支援メカニズム（平成 25 年度～）の運営・実施を通じ、I P S I メンバーの優良事例となり得る現地活動を支援し、その成果を I P S I 等の国際フォーラムで発信した。平成 28 年度は、マレーシア・コタキナバルでの地域会合及び運営委員会を開催するとともに、地域コミュニティによる現地活動を支援する S A T O Y A M A イニシアティブ推進プログラム（平成 23～27 年度）の成果に関する知見を集約・発信するグローバル会合の開催を予定している。また、S A T O Y A M A 保全支援メカニズムに加え、地球環境ファシリティ（G E F）と S A T O Y A M A イニシアティブとの協調による G E F - S A T O Y A M A プロジェクト（平成 27～30 年度）を通じて、生物多様性ホットスポットにおける二次的自然環境の持続的な利用、管理の取組支援を開始する。なお、S A T O Y A M A イニシアティブのメンバー数は、平成 26 年度末の 167 団体から、平成 27 年度末には 184 団体に増加している。

今後は、「行動計画 2013-2018」の達成状況の評価を取りまとめ、愛知目標及び S D G s 達成への貢献を明らかにするとともに、愛知目標後の活動のあり方について、メンバー及び関係者ととともに検討を開始する。

※ 自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の持続的な利用・管理の推進のための取組。

【地球環境ファシリティ（G E F）による開発途上国における地球環境保全支援】 （財務省）

本施策は、開発途上国における地球規模の環境問題（気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、化学物質・廃棄物）への取組を支援するために、世界銀行内に設置された信託基金である G E F を支援するものである。G E F の投資は、他国や国際機関の投資を引き出す「触媒効果」を有しており、そのレバレッジ効果は平均約 5 倍であるなど、費用対効果が非常に高い。

G E F は、平成 3 年の設立以来、165 か国で約 4,000 件のプロジェクトを実施しており、我が国は 20 年以上にわたって活動を支援してきた。平成 26～27 年度に各 150 億円を拠出し、平成 28 年度も、150 億円の拠出を予定している。また、4 年に 1 回開催される総会及び 1 年に 2 回開催される評議会への出席を通じて、G E F の政策が可能な限り我が国の政策と整合的になるよう主張するほか、G E F が支援する個別のプロジェクトについても我が国の意向が反映されるよう意見提出を行っている。

今後、GEFは、2014年5月の総会で合意された「GEF 2020戦略」の実施及び「統合的アプローチ」の試行を通じて、途上国における環境悪化の根本的な原因に包括的に取り組むとともに、スケールの大きな成果を達成することを目指している。こうしたGEFの取組は、日本の政策とも整合的であることから、引き続き積極的にGEFの活動を支援する。

<条約事務局等に関する取組>

【有害廃棄物等の環境上適切な管理事業等拠出金】（環境省）

本施策は、バーゼル条約の締約国として、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理の実施に係る国際的なガイダンスの策定や条約事務局や関係の国際機関が実施するプロジェクトの実施等について支援することにより、バーゼル条約締約国会議等の下で行われ、我が国のバーゼル条約実施にも大きな影響を及ぼす有害廃棄物等の環境上適正な管理に係る国際的議論において、我が国が議論をリードするため、バーゼル条約事務局等に拠出を行うものである。

平成26、27年度いずれも、バーゼル条約事務局に対し、バーゼル条約締約国会議の下で行われている電気電子機器廃棄物（E-waste）とリユース品の区別に焦点を当てたガイドラインに関する議論に係る経費の一部を拠出するとともに、条約事務局が行った関連の有害廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトを支援した。また、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP/IETC）におけるバーゼル条約と水銀に関する水俣条約の連携に関するプロジェクトも支援した。こうした支援等により、平成27年5月に開催されたバーゼル条約第12回締約国会議において、E-wasteとリユース品の区別に係るガイドラインにおいては、我が国の意見や知見を踏まえたものとなるとともに、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインにおいては、我が国がとりまとめを主導し、我が国の水銀廃棄物に係る安定化・固形化技術に関する知見を踏まえたものとなるなど、具体的な成果が上がっている。また、平成27年12月には、環境省とUNEP/IETCが主催し、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する国際ワークショップが開催され、アジア地域8か国の担当官等の間で、水銀廃棄物に関する各国の状況や今後必要な取組等が確認されている。

今後も、バーゼル条約締約国会議等で国際的な議論が行われるもののうち、我が国の国内規制等に大きな影響を及ぼす議論に関連するプロジェクト等に、引き続き支援を行っていく。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】（環境省）

本施策は、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の議長国である我が国として、平成32年までの生物多様性に関する国際目標として、COP10で採択された「愛知目標」について、途上国を対象に、達成に必要な能力の開発を目的として「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置・資金拠出し（平成22・23年度に計50億円を拠出）、愛知目標の達成を支援するものである。

生物多様性国家戦略の改定支援等の途上国の能力養成に資する事業が条約事務局で実施されており、その際、日本基金を核として他国等からの協調支援が行われている。本基金により、実施された条約事務局主催のキャパシティービルディング（開発途上国の能力構築）等の会議開催累積数は、平成27年度末時点で217回に達している。これらの取組の結果、COP10後、条約事務局に生物多様性国家戦略を提出した国数は、平成27年度末時点で81か国に達した。また、平成27年から平成29年にかけて、生態系を活用した防災と減災（Eco-DRR）に係るプロジェクト協定を国際自然保護連合（IUCN）と結び、同連合主催のEco-DRRに係る地域会合等を開催するなど、生物多様性国家戦略の遂行面における能力養成事業も展開されている。

今後は、愛知目標について、目標期間である平成32年までに達成できるよう、より効果的かつ効率的な支援が事務局を通じて実施されるよう、助言等を行う。